

平成29年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔V〕

議案番号	議 題	
第69号議案	平成29年度春日井市一般会計補正予算（第2号）	1
第70号議案	平成29年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	5
第71号議案	平成29年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	7
第72号議案	平成29年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	9
第73号議案	平成29年度春日井市松河戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	11
第74号議案	春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例について	13
第75号議案	春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について	23
第76号議案	書架等の取得について	25
第77号議案	塵芥収集車の取得について	26
第78号議案	平成28年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	27
第79号議案	損害賠償の額の決定について	28
報告第18号	平成28年度春日井市一般会計継続費の精算について	29

第 69 号議案

平成29年度春日井市一般会計補正予算（第 2 号）

平成29年度春日井市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,912,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,538,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		1,100,000	41,054	1,141,054
	1 地方交付税	1,100,000	41,054	1,141,054
15 国庫支出金		13,660,806	156,594	13,817,400
	2 国庫補助金	1,493,642	156,594	1,650,236
16 県支出金		6,169,144	107,407	6,276,551
	2 県補助金	1,786,584	107,407	1,893,991
20 繰越金		1	1,406,660	1,406,661
	1 繰越金	1	1,406,660	1,406,661
22 市債		8,116,700	200,400	8,317,100
	1 市債	8,116,700	200,400	8,317,100
歳入合計		96,626,240	1,912,115	98,538,355

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,110,912	1,174,706	13,285,618
	1 総務管理費	10,638,118	1,174,706	11,812,824
3 民生費		41,090,275	474,409	41,564,684
	1 社会福祉費	20,695,128	170,311	20,865,439
	2 児童福祉費	14,620,670	304,098	14,924,768
8 土木費		10,823,557	170,000	10,993,557
	2 道橋りょう路費	2,090,099	170,000	2,260,099
10 教育費		9,001,695	93,000	9,094,695
	2 小学校費	1,734,493	93,000	1,827,493
歳出合計		96,626,240	1,912,115	98,538,355

第 2 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前			補 正 後				
		限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
教育債	義務教育施設整備事業	339,500	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	405,500	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ
臨時財政対策債	臨時財政対策	2,000,000				2,134,400			

第 70 号議案

平成29年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,167,079千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,711,340千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		2,875,270	626,638	3,501,908
	1 繰入金	2,875,270	626,638	3,501,908
8 諸収入		59,610	540,392	600,002
	1 雑入	59,610	540,392	600,002
9 財産収入		0	49	49
	1 財産運用収入	0	49	49
歳入合計		35,544,261	1,167,079	36,711,340

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		30,000	1,167,030	1,197,030
	1 償還金及び還付加算金	30,000	1,167,030	1,197,030
10 基金積立金		0	49	49
	1 基金積立金	0	49	49
歳出合計		35,544,261	1,167,079	36,711,340

第 71 号議案

平成29年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,786,964千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	95,864	95,864
	1 繰越金	0	95,864	95,864
歳入合計		4,691,100	95,864	4,786,964

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,500,772	95,864	4,596,636
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,500,772	95,864	4,596,636
歳出合計		4,691,100	95,864	4,786,964

第 72 号議案

平成29年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,487,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸 収 入		2,008	24,389	26,397
	1 雑 入	2,008	24,389	26,397
9 繰 越 金		0	480,475	480,475
	1 繰 越 金	0	480,475	480,475
歳 入 合 計		18,982,370	504,864	19,487,234

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		105	333,125	333,230
	1 基金積立金	105	333,125	333,230
5 諸 支 出 金		7,155	171,739	178,894
	1 償 還 金	7,155	171,739	178,894
歳 出 合 計		18,982,370	504,864	19,487,234

第 73 号議案

平成29年度春日井市松河戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度春日井市の松河戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地売却収入		210,000	△ 160,600	49,400
	1 土地売却収入	210,000	△ 160,600	49,400
3 繰越金		0	276,470	276,470
	1 繰越金	0	276,470	276,470
歳入合計		277,326	115,870	393,196

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		26,372	△ 4,844	21,528
	1 総務管理費	26,372	△ 4,844	21,528
5 繰出金		87,182	120,714	207,896
	1 繰出金	87,182	120,714	207,896
歳出合計		277,326	115,870	393,196

第 74 号議案

春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例について

春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例を次のように定めるものとする。

平成29年9月8日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市高蔵寺まなびと交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、高蔵寺まなびと交流センターの設置及び管理（指定管理者（同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育文化の向上を図り、多世代間の市民交流の場を提供するため、春日井市高蔵寺まなびと交流センター（以下「センター」という。）を春日井市藤山台1丁目1番地に置く。

(構成)

第3条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 図書館
- (2) 児童館
- (3) コミュニティカフェ
- (4) 体育館
- (5) 運動場

2 前項第3号の施設は、センターの各施設の連携を図るとともに、市民交流の場を提供するための中核となる施設とする。

(利用時間等)

第4条 センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第5条 センターで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 春日井市図書館条例（昭和45年春日井市条例第28号）第3条各号に定める業務（資料の収集及び廃棄に係る決定を除く。）に関する事業
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童（第9条

において「児童」という。)の遊び場の提供及び遊びを通じた健康の増進に関する事業

(3) 市民交流及びセンターの賑わい創出に関する事業

(4) センターの利用に係る相談及び案内、飲食提供その他の利用者へのサービスに関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第6条 市長は、次に掲げる範囲の管理の業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 前条第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する業務

(2) 会議室、体育館、運動場、広場及び駐車場その他センターの敷地（以下これらを「センターの施設等」という。）の利用（運動場、広場及び駐車場その他センターの敷地にあつては、これらを催し等のため占用し、又は行為をする場合に限る。以下同じ。）の許可等に関する業務

(3) 第12条第1項に定める利用料金の收受等に関する業務

(4) センターの点検整備、清掃、運転監視、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 教育委員会は、前条第1号及び第5号に掲げる事業の実施に関する業務その他教育委員会が定める業務を指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、第16条の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

2 指定管理者は、センターが毀損され、又は滅失されたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業

務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

- 4 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。
- 5 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。
- 6 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長又は教育委員会の指示に従い、これを行わなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、管理の基準について必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年春日井市条例第28号。第18条第1項において「指定管理者条例」という。)によるものとする。

(利用者)

第9条 児童館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童及びその保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、指定管理者が適当と認める者

(利用の許可)

第10条 センターの施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。センターの施設等の利用の許可を受けた者(以下「施設利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第11条 センターの施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの施設等の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(利用料金)

第12条 施設利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、公益上その他の理由により市長が必要と認めるときは、利用料金を減免することができる。
- 5 納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 第14条第1項第3号の規定により指定管理者がセンターの施設等の利用の許可を取り消し、又は中止を命じたとき。
 - (2) 災害その他施設利用者の責めに帰さない理由によりセンターの施設等を利用できなくなったとき。
 - (3) 施設利用者が利用の日の10日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出た場合において相当の理由があると指定管理者が認めるとき。

(施設利用者の義務)

第13条 施設利用者は、センターの施設等の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定、第10条第2項の規定により許可に付けられた条件並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による措置によって生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第15条 施設利用者は、センターの施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第16条 施設利用者がセンターの利用に際し、特別の設備をし、センターに変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、センターの施設等の利用の申請と同時にその旨を申請して指定管理者の承認を受けなければならない。

(施設利用者の原状回復義務)

第17条 施設利用者は、センターの施設等の利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたとき若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。

2 施設利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行し、これに要した費用を当該施設利用者から徴収する。

(指定管理者の原状回復義務)

第18条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定管理者条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちにセンターを原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を指定管理者から徴収する。

(損害賠償)

第19条 故意又は過失によりセンターを毀損し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(入場者の制限)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染症にかかっている者
- (2) 危険な物品を携帯する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (4) センターを毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (5) センターの管理上支障があると認められる者

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定中指定管理者の指定の手續等の行為及びセンターの施設等に係る利用の許可、利用料金の納付その他センターの施設等を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(春日井市図書館条例の一部改正)

- 3 春日井市図書館条例の一部を次のように改正する。

第1条中「春日井市図書館（以下「図書館」という。）」を「図書館」に改める。

第2条中「春日井市鳥居松町5丁目44番地に置く」を「次のとおり設置する」

に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
春日井市図書館	春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市高蔵寺まなびと交流センター図書館	春日井市藤山台1丁目1番地

第2条の次に次の1条を加える。

(管理)

第2条の2 春日井市高蔵寺まなびと交流センター図書館の管理について必要な事項は、別に条例で定める。

(春日井市文化振興基本条例の一部改正)

4 春日井市文化振興基本条例（平成14年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「図書館」を「春日井市図書館」に改める。

別表（第12条関係）

1 会議室

区分	単位	金額
大会議室	午前、午後、夜間それぞれにつき	2,400円
小会議室	午前、午後、夜間それぞれにつき	800円
会議室A	午前、午後、夜間それぞれにつき	1,600円
会議室B	午前、午後、夜間それぞれにつき	1,600円

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時まで、「夜間」とは午後5時から午後8時までをいう。
- 単位時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、この表に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金のほか、超過又は繰上時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、1時間に相当する額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に指定管理者が定める実費相当額を徴収する。

2 体育館

	区分	単位	金額
体育の用に供する場合	全部利用	1時間につき	800円
	2分の1の面積を1単位とする利用	1時間につき	400円
	4分の1の面積を1単位とする利用	1時間につき	200円
	卓球	1台1時間につき	100円
体育の用に供しない場合		1時間につき	5,100円

備考 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に指定管理者が定める実費相当額を徴収する。

3 運動場、広場及び駐車場その他センターの敷地

区分		単位	金額
占有する場合	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき	41円
行為をする場合	募金又は業として写真の撮影を行う場合	1 日につき	200円
	業として映画の撮影を行う場合	1 日につき	2,060円
	興行を行う場合	1 平方メートル 1 日につき	77円
	展示会その他これに類する催しを行う場合	1 平方メートル 1 日につき	3円

備考

- 1 特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合は、別に指定管理者が定める実費相当額を徴収する。
- 2 面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとして計算する。

説明

この案を提出するのは、新たに藤山台地内に高蔵寺まなびと交流センターを設置するため必要があるからである。

第 75 号議案

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例

春日井市営住宅条例（平成9年春日井市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 76 号議案

書架等の取得について

次のとおり書架等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 物 品 内 容 書架等（(仮称) まなびと交流のセンター図書館初度調弁)
- 2 取 得 価 格 72,900,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市東区筒井三丁目27番25号
愛知株式会社名古屋営業部

第 77 号議案

塵芥収集車の取得について

次のとおり塵芥収集車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | 塵芥収集車（3 t）3 台 |
| 2 取 得 価 格 | 21, 772, 800 円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市柏井町 1 丁目51番地
株式会社上田自動車 |

第 78 号議案

平成28年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金768,794,533円の全額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月8日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 79 号議案

損害賠償の額の決定について

特別児童扶養手当の認定請求に係る対応について、次のとおり損害賠償を行うものとする。

平成29年 9 月 8 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 損害賠償の額 1, 5 2 0, 8 1 0 円

- 2 損害賠償の相手方 春日井市■■■■■■
■■ ■■
■■ ■■

- 3 事案の概要 特別児童扶養手当認定請求における窓口での誤った対応により、当該手当が受給できなかったもの

報告第 18 号

平成28年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

平成29年9月8日提出

春日井市長 伊 藤 太

平成28年度春日井市一般会計継続費精算報告書

款項	事業名	年度	全体計画 (A)					実	
			年割額	左の財源内訳			支出済額	左	
				特定財源		一般財源		特	
				国・県支出金	地方債				その他
衛生費	一般廃棄物場備最終処分整備	26	314,000,000	60,000,000	228,600,000		25,400,000	196,600,000	60,000,000
		27	2,196,000,000	530,000,000	1,499,400,000		166,600,000	1,681,700,000	461,401,000
		28	2,420,000,000	625,000,000	1,615,500,000		179,500,000	2,986,986,600	520,647,000
		計	4,930,000,000	1,215,000,000	3,343,500,000		371,500,000	4,865,286,600	1,042,048,000
土木費	JR春日井駅自由通路情報発信・防災施設等整備	27	13,250,000	1,250,000	10,800,000		1,200,000	10,000,000	
		28	122,750,000	51,057,000	64,500,000		7,193,000	107,806,400	
		計	136,000,000	52,307,000	75,300,000		8,393,000	117,806,400	
住宅費	市営下原備住宅整備	27	385,000,000	192,500,000	192,500,000			362,500,000	181,250,000
		28	1,485,000,000	481,500,000	1,003,500,000			1,354,667,600	547,635,000
		計	1,870,000,000	674,000,000	1,196,000,000			1,717,167,600	728,885,000

(単位:円)

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一 般 財 源
地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
109,300,000		27,300,000	117,400,000		119,300,000		△1,900,000
920,800,000		299,499,000	514,300,000	68,599,000	578,600,000		△132,899,000
1,962,100,000	23,500,000	480,739,600	△566,986,600	104,353,000	△346,600,000	△23,500,000	△301,239,600
2,992,200,000	23,500,000	807,538,600	64,713,400	172,952,000	351,300,000	△23,500,000	△436,038,600
7,500,000		2,500,000	3,250,000	1,250,000	3,300,000		△1,300,000
78,200,000		29,606,400	14,943,600	51,057,000	△13,700,000		△22,413,400
85,700,000		32,106,400	18,193,600	52,307,000	△10,400,000		△23,713,400
170,500,000		10,750,000	22,500,000	11,250,000	22,000,000		△10,750,000
737,800,000		69,232,600	130,332,400	△66,135,000	265,700,000		△69,232,600
908,300,000		79,982,600	152,832,400	△54,885,000	287,700,000		△79,982,600